

五條中学校いじめ防止基本方針

五條市立五條中学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方や捉え方

○ 定義「いじめ防止対策推進法より」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

○ いじめ認知に関する考え方（奈良県いじめ防止基本方針より）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものです。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれます。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえます。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断することが必要です。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

また、いじめられている生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。

指導に当たっては、関係する生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮することが肝要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な事案が含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要となります。

また、特別な支援を必要とする生徒等は、いじめられる対象になりやすい傾向があるので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる事を踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめ防止の観点が必要で、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立って進めなければなりません。そのため、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる学校づくりが大切です。学校の教育活動全体を通じ、生徒を理解し、豊かな情操や道徳心、自尊感情を育み、お互いの人格を尊重し合える態度などを養う必要があります。

また、全ての生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、いじめを生まない・許さないという地域の教育力を高めることも重要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化にも気付く力を高めることから始まります。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多く、また、いじめをする側といじめを受ける側が、絶えず入れ替わるという認識をもつことが大切です。そこで、大人は、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にその発見に努めなければなりません。

(3) いじめへの対処

いじめと確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行わなければなりません。その際、当事者生徒の話をじっくり聴くなど、つらい思いをしている生徒の気持ちを十分理解した上で対応することが必要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては、関係機関との連携が不可欠です。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが重要で、常に組織的な対応を可能とするような体制整備を整えておかなければなりません。

(4) 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが望まれます。保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。学校は、いじめ問題を含めた生徒の現状について、家庭と共通理解し、地域等とも連携し、協働で取り組むことが不可欠です。

本校においても、現在、豊かな教育環境の創出を目指す「地域と共にある学校づくり」(コミュニティ・スクール)を教育活動の基盤の一つとしています。子どもたちが出すS O Sを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も、少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が平素から地域や家庭と連携・協働して、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めなければなりません。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関係機関（警察、子ども家庭相談センター、すこやか市民部保健福祉センター、児童福祉課、社会福祉課、法務局など）の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておかなければなりません。

3 本校が実施する取組

(1) いじめ防止等のための年間指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、年度当初にいじめの防止等に関わる年間指導計画を作成します。年間指導計画の作成に当たっては、生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等にも留意します。なお、年間指導計画については常に点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめの防止

生徒一人一人が考えや思いを交換・交流できる場を設定するなど、互いに努力したことを認め合ったり、互いを尊重する集団づくりに取り組みます。いじめには形に表れやすいものもあればそうでないものもあります。例えば「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。集団づくりを通して個人を尊重し、いじめを許容しない雰囲気が作られるよう努めます。

次に、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、子どもに関わる次のような体制を構築します。

- 教職員が一人一人の子どもに寄り添い、子どもの声を受け取る、温かくぬくもりのある教職員集団の構築
 - ・ 教職員の指導力向上
 - ・ 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・ 教職員が互いに相談できる環境やＳＯＳを出しやすい雰囲気づくり
 - ・ スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの活用
- 子どもの人権意識の高揚と豊かな心の育成、子どもの居場所づくり、絆づくり
- 子どもの道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深める取組を重視した「いのちの教育」の実践
- わかる授業に努め、授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることによる諸問題の未然防止につながる取組の推進
 - ・ 授業改善の取組、個に応じた学習支援
 - ・ 主体的な学び、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践
- 情報教育の充実（特にブログ等）
 - ・ 情報モラルのための教育
 - ・ 家庭内でのモラル教育やルールづくり等への啓発
- 「個人別生活カード」の活用、学年度の引き継ぎや共通理解に向けた工夫と取組
- 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 保護者への啓発・取組状況など家庭や地域、関係機関等への情報提供

(3) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知しなければなりません。そのために次のような取組を実施します。

- 情報の収集
 - ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
 - ・ 校内巡回等きめ細やかな行動観察
- 教育相談体制の充実
 - ・ いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用
- 「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び日常的な教職員間の連携と情報共有

(4) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。

また、加害生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開します。対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

- 正確な情報の把握と職員間の共通理解
- 指導方針の決定と教職員の役割分担
- 「個人別生活カード」等による記録とその活用
- 事象の内容等について設置者へ報告
- 被害・加害生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援
- 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続

4 ご家庭へのお願い

(1) ご家庭と学校・地域連携から

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

ご家庭におかれましても、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うこと等、お願いします。また、お子様がいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めていただきたく願います。

(2) 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力

保護者の皆様方におかれましては、学校が講ずるいじめの防止等の措置にご協力願います。また、保護者を含め、地域の皆様方がその責任と役割をご理解いただき、学校・家庭・地域と連携して「いのちの教育」を推し進めて参ります。

(3) いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者の皆様方は、お子様がいじめを受けた場合には、お子様をいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるようお願いします。

5 地域や関係機関等との連絡連携

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、市教育委員会と連携し、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を行います。

(1) 地域における取組

○ 地域としての日常的ないじめ防止等の推進

- ・ 見守り等の活動
- ・ いじめが疑われる行為に対しては、声をかけたり、学校へ連絡する。

(2) 関係機関等における取組

○ 子どもの健全な成長を願う関係機関・団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関・団体等の例 (PTA、学校運営協議会、民生児童委員会、自治会、老人会等)